

品川区成年後見制度利用促進基本計画の策定について

1. 成年後見制度の趣旨

成年後見制度（以下、「本制度」という。）は、認知症や知的障害、精神障害などによって自分で十分に判断することができない人に対して、本人の契約や各種手続きを法律面で支援するとともに、適切な福祉サービスにつなげるなど生活面で支援し、本人の権利や財産を守ることを目的としている。

2. 基本計画の内容

（1）計画の目的

「成年後見制度の利用の促進に関する法律」（平成28年法律第29号）において、令和3年度末までに市区町村においても基本計画策定に努めるものとされている。当区の本制度への対応は品川区社会福祉協議会品川成年後見センター（以下、「区社協」という。）の取り組みを中心に、全国でも先進的な自治体事例として取り上げられる一方、国の求める一部の内容においては未対応等の部分もある。本計画の策定作業を進める中で、現行の体制および今後の検討事項を整理するとともに、庁内・外に本制度の周知をより一層図ることとする。

（2）計画の位置付け

本計画は、「品川区基本構想・長期基本計画」および本計画掲載の事業を重点事項として盛り込んでいる「品川区地域福祉計画」との整合性を重視し、「品川区介護保険事業計画」、「品川区障害者計画」など関連する行政計画との調和を図るものとして策定する。

また、地域福祉の推進を図ることを目的とした「品川区地域福祉活動計画」（区社協発行）とも緊密な連携を図る。

（3）計画期間

令和3年度から令和5年度までの3カ年の計画とする。

（4）策定スケジュール

令和2～3年度 策定作業

策定委員会、策定検討会の開催

パブリックコメントの実施（2/11～3/10 予定）

令和3年10月 計画策定

(5) 策定委員会の開催

開催時期 令和2年10月、令和3年1月、7月（全3回）
委員 外部委員、区および社会福祉協議会職員により構成

3. 根拠

品川区成年後見制度利用促進基本計画策定委員会設置要綱（令和2年3月2日区長決定要綱第20号）